

議案第129号

所沢市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について

所沢市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を別記のとおり制定する。

令和7年12月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

秋田家住宅の有する歴史的な価値を生かしながら、その保存及び活用並びに安全性の向上及び維持を図るために必要な事項を定めるため、本案を提案するものである。

所沢市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保存建築物の指定等（第3条—第6条）

第3章 保存建築物に関する制限

第1節 現状変更の規制（第7条—第9条）

第2節 保存のための措置（第10条・第11条）

第4章 雜則（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、秋田家住宅の有する歴史的な価値を生かしながら、その保存及び活用のための措置並びに安全性の向上及び維持を図るための措置に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 秋田家住宅 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第58条第1項の規定により平成28年2月25日に告示された有形文化財のうち、市内に所在するものをいう。
- (2) 対象建築物 市が所有する歴史的な価値を有する秋田家住宅をいう。
- (3) 保存建築物 法第3条第1項第3号の規定による指定（以下「指定」という。）を受けた対象建築物をいう。
- (4) 増築等 建築物の増築、改築、移転若しくは用途の変更又は修繕若し

くは模様替をいう。

- (5) 形状変更等 建築物の形状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をいう。

第2章 保存建築物の指定等

(保存活用計画の策定等)

第3条 対象建築物の所有者は、指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画（以下「保存活用計画」という。）を策定し、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象建築物の名称及び概要
 - (2) 対象建築物の保存及び活用のために必要な増築等及び形状変更等に係る工事の内容
 - (3) 対象建築物の安全性の向上に関する事項
 - (4) 対象建築物の安全性の維持及び管理に関する事項
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- (指定の手続)

第4条 市長は、保存活用計画の提出があったときは、指定をするために必要な手続をとるものとする。

- 2 市長は、指定をしたときは、保存活用計画及び指定をした旨を公表するものとする。

(保存活用計画の変更等)

第5条 保存建築物の所有者は、保存活用計画の変更をしたときは、変更後の保存活用計画を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更後の保存活用計画の提出があったときは、当該保存活用計画を公表するものとする。

- 3 市長は、第1項の場合において、保存建築物の保存を図る上で必要と認

めるときは、あらかじめ所沢市建築審査会条例（昭和55年条例第42号）に基づく所沢市建築審査会の意見を求めるものとする。

（指定の解除）

第6条 市長は、保存建築物について、滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したと認めるときは、指定を解除するものとする。

2 第4条第2項の規定は、指定の解除について準用する。

第3章 保存建築物に関する制限

第1節 現状変更の規制

（増築等及び形状変更等の許可）

第7条 保存建築物の所有者は、増築等又は形状変更等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、保存活用計画で定める軽易な行為又は非常災害のために応急措置として行う行為については、この限りでない。

（完了検査）

第8条 保存建築物の所有者は、前条の許可に係る工事を完了したときは、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、保存建築物が当該許可の内容に適合していることを認めたときは、その旨を当該保存建築物の所有者へ通知するものとする。

（保存建築物の使用制限）

第9条 保存建築物の所有者は、前条第2項の通知を受けた後でなければ、第7条の許可に係る工事を行った当該保存建築物を使用し、又は使用させてはならない。

第2節 保存のための措置

（保存建築物の管理義務）

第10条 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従い、当該保存建築物を適切に管理しなければならない。

(管理に関する助言)

第11条 市長は、保存建築物の所有者に対して、当該保存建築物の管理に關し必要な助言をすることができる。

第4章 雜則

(消防長等の意見の聴取)

第12条 市長は、第3条の規定により保存活用計画が策定され、若しくは第5条第1項の規定により保存活用計画が変更されたとき、又は第7条の許可をしようとするときは、消防長又は対象建築物若しくは保存建築物が所在する区域を管轄する消防署長に意見を聞くものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。